

第7回【介護保険制度創設】  
制度設立以前から創設までの状況

社会保障 II

11月15日

第5章・第2節介護保険制度の概要

(1)介護保険制度の沿革

p.140-142

2限目 10:40～12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

1

今日のお話

第5章 社会保障制度の体系

第2節 介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の沿革

ここでは、

- 1) 高齢化社会における介護保険制度の必要性(医療の発達・平均寿命の延伸・介護期間の延伸+核家族化・高齢単身世帯の増加)
- 2) 介護保険制度以前は、老人福祉法に基づく措置制度と老人保健法に基づく看護・介護しかなかった。
- 3) 1997(H9)年の介護保険制度発足、2000年から実施。2005年からほぼ3年ごとに改正。
- 4) 今後の方向性:介護予防重視・地域包括ケアの推進

2

2

第2節 介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の沿革

【1】高齢化社会における介護保険の必要性

- ❖ 高齢期になると多くの人が高い確率で介護が必要になる
  - 平均寿命：81.4歳、女性87.5歳（2019年現在）男性、健康寿命「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」男性72.7歳、女性75.4歳。認知症の有病率：65歳以上の16%。80歳後半：男性35%・女性44%、95歳以降：男性51%・女性84%（2017年現在）。
  - ❖ 戦後間もない時期；平均寿命50歳程度、介護が必要となる程長生きする人は少なく、介護の期間も短い、家族同居・専業主婦が一般的で家族介護で間に合った
  - ❖ 医療の発達・平均寿命の延伸・介護期間の延伸+核家族化・高齢単身世帯の増加。老老介護も増加。
- 1997 (H9)年介護保険制度が創設された。

3

第2節 介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の沿革

【2】介護保険制度が創設されるまでの状況

それ以前は老人福祉法に基づく措置制度と老人保健法に基づく看護・介護しかなかった。

□ 1963 (S38) 年に創設された老人福祉制度

①税が主な財源としたため増加する高齢者に対応し十分なサービスを提供できない。

②措置制度なので、高齢者が施設や事業者を選択できない。

③所得に応じた利用者負担=所得調査あり=利用しにくい。

④福祉サービス=低所得者向けのイメージ=利用しにくい。

□ 1982 (S57) 年に創設された老人保険制度

老人保険施設などでの高齢者介護の一部を担うが、医療の一部として提供。高齢者の（生活環境としては適切ではない）。  
老人病院=社会的入院；医療ではなく介護目的の長期入院。

4

第2節 介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の沿革

【3】介護保険制度の創設と展開

①社会保険による介護保険

1994 (H6) 年3月「高齢社会福祉ビジョン懇談会」（厚生大臣の私的諮問機関）が「21世紀福祉ビジョン」を発表。同年4月厚生省「高齢者介護対策本部」⇒社会保険方式を提案

1995 (H7) 年7月社会保障制度審議会が公的介護保険制度の導入を勧告。

1996 (H8) 年 第139回臨時国会に介護保険法案提出

1997 (H9) 年 第141回臨時国会で可決成立

2000 (H12) 年4月から介護保険制度の運営開始となる。

★2023年現在、すでに運営開始から23年が経過している。

★ドイツの介護保険制度は1995年スタートなので5歳年上

5

第2節 介護保険制度の概要

1. 介護保険制度の沿革

【3】介護保険制度の創設と展開

②介護保険法の改正 2005年から3年ごと！

居宅サービス利用者：当初149万人⇒2019年487万人（3.3倍）  
介護給付費：2000年3兆2427億円⇒2017年度9兆4443億円

・被保険者の保険料負担・公費負担の増加⇒介護保険制度を維持して行くための対応の必要性

・民間事業者の参入⇒事業者による不正請求の問題

⇒介護保険法の改正、2005年から3年ごとに2008年、2011年、2014年、2017年、2021年、2024年。

主な改正の内容（表1）参照。

★2つの方向性：介護予防重視・地域包括ケアの推進

6

表 1-1 介護保険法の改正点

2000年	介護保険法施行
2006年	要支援者に対する予防給付の創設
	地域包括支援センターの領域の拡大
2009年	不正をした事業者に対する処分遅れ対策
	不正事業の再発防止
2012年	医療と介護の連携の強化
	介護人材の確保とサービスの質の向上
	高齢者の住まいの整備等
	認知症対策の推進
	保険者による主体的な取り組みの推進
	保険料の上昇の緩和

出典: KeiyakuWatch

7

7

表 1-2 介護保険法の改正点

2015年	予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行して多様化
	特別養護老人ホームを、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
	低所得者の保険料軽減を拡充
2018年	一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ
	低所得の高齢利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
	介護保険事業（支援）計画の策定
2021年	都道府県による市町村に対する支援事業の創設
	財政的インセンティブの付与の規定の整備
	介護医療院の新設
2021年	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
	地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
	医療・介護のデータ基盤の整備の推進
	介護人材確保および業務効率化の取組の強化

出典: KeiyakuWatch

8

8

## 次週

今回は、

7. 11月22日【介護保険制度の概要】目的・対象・利用手続き・給付の種類・費用負担／第5章社会保障制度の体系第2節介護保険制度の概要

(2)介護保険制度の概要

p.143-157

9

9